

消防予第2号
令和6年1月17日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長
(公印省略)

消防法施行令の一部を改正する政令の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第7号。以下「改正政令」という。）が令和6年1月17日に公布されました。

今回の改正は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条の規定による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、防火規制に係る別棟みなし規定の創設や建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われたことを踏まえ、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定に基づき消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）で定める消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準（以下「消防用設備等の技術基準」という。）に係る規定の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充

建築基準法上の防火規制に係る別棟みなし規定の創設を踏まえ、防火対象物が床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもので区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の技術基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすこととしたこと（改正政令による改正後の令（以下「新令」という。）第8条関係）。

第二 建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備

令では、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けている。建築基準法の一部改正により、特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物の建築が可能となるが、これらの建築物についても、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう規定の整備を行うこととしたこと（新令第 11 条第 2 項、第 21 条第 2 項及び第 25 条第 1 項関係）

第三 所要の規定の整理を行ったこと（新令第 34 条の 3 関係）。

第四 施行期日

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとしたこと（改正政令附則関係）。

第五 その他

本政令改正を踏まえた消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）等の関係法令の改正については、令和 5 年度中に行う予定であること。また、今回の改正政令の運用については、関係法令の改正を踏まえて、別途通知する予定であること。